

二 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の役員となるべき者（以下この号において「合併後の役員就任予定者」という。）の氏名及び住所を記載した書面並びに合併後の役員就任予定者に係る府令第一条第四号イ及びハに掲げる書類並びに法第四条第一項第一号から第九号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

第十五条

1
•
2
略

第一項の分割承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

第十五条〔1·2 同上〕

一
同上

二 分割により風俗営業を承継する法人の役員となるべき者（以下この号において「分割後の役員就任予定者」という。）の氏名及び住所を記載した書面並びに分割後の役員就任予定者に係る府令第一条第四号イ及びハに掲げる書類並びに法第四条第一項第一号から第九号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

第三十七条の二

第三十七条の二 法第二十四条第二項第三号の国家公安委員会規則で定める者は、精神機能の障害により管理者の業務を適正に実施するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

卷之二

卷之三

び第七十三条において「識別番号等付与希望者」という。の求めに応じ、その者が十八歳以上であることを第二号に掲げる方法（第一号口に規定する者にあつては、第二号二に掲げる方法を除く。）により確認した上で、付与するものとする。

「黑」

口 諺

□ 当該店舗型電話異性紹介営業を営む者の委託を受けて、十八歳以上である者にに対して講別番号等を付与し、及び法第二条第九項に規定する会話の申込みをした者が告知した識別番号等が自ら付与したものであるかどうかを当該店舗型電話異性紹介営業を営む者に回答する業務（以下「識別番号付与等業務」という。）を行う者であつて、次に掲げる要件を備

「たるもの」

(1)

略

(2) その役員（理事、監事又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名稱を有する者であるかを問わず、当該法人に対し理事、監事又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又は識別番号付与等業務に従事させようとする職員のうち次に掲げる者がいないものであること。

(i) 法第四条第一項第一号から第四号まで又は第六号から第九号までのいずれかに該当する者

(ii) 精神機能の障害により識別番号付与等業務を適正に実施するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

「加える。」

i) 法第四条第一項第一号から第七号の二までにいずれかに該当する者

(2) (1)

同上

第六十七条
〔同上〕

同上

「
条を加
える。」

二 分割により風俗営業を承継する法人の役員となるべき者（以下この号において「分割後の役員就任予定者」という。）の氏名及び住所を記載した書面並びに分割後の役員就任予定者に係る府令第一条第四号イ及びハに掲げる書類並びに法第四条第一項第一号から第七号の二までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二
[略]

〔略〕 (3) (iii)
•
(4) 〔略〕
略

第六節 特定遊興飲食店営業の規制等

(心身の故障により特定遊興飲食店営業の業務を適正に実施することができない者)

第七十四条の二 第六条の二の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第四条第一項第五号の国家公安委員会規則で定める者について準用する。この場合において、第六条の二中「風俗営業」とあるのは、「特定遊興飲食店営業」と読み替えるものとする。

(特定遊興飲食店営業に係る営業所の管理者の選任等)

第九十七条 【略】

2 第三十七条の二の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第二十四条第二項第三号の国家公安委員会規則で定める者について準用する。

4 3 【略】

【略】

備考 表中の「」の記載は注記である。

(風俗環境浄化協会等に関する規則の一部改正)

第三条 風俗環境浄化協会等に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていいものは、これを加える。

<p>(調査員)</p> <p>第四条 都道府県協会は、次の各号のいずれかに該当する者を法第三十九条第二項第六号又は第七号の規定による調査の業務(以下「調査業務」という。)に従事させてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 【略】 二 法第四条第一項第一号から第四号まで又は第六号から第九号までのいずれかに該当する者 三 精神機能の障害により調査業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行なうことができない者 <p>〔2・3 略〕</p> <p>(解任の勧告)</p> <p>第六条 公安委員会は、調査員が第四条第一項第二号又は第三号に掲げる者に該当すると認めるとき、又は都道府県協会の役員若しくは調査員がその職務に関し不正な行為をした場合において、著しく都道府県協会の事業の運営に支障が生ずると認めるときは、都道府県協会に対し、当該役員又は調査員の解任を勧告することができる。</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>(調査員)</p> <p>第四条 「同上」</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 「同上」 二 法第四条第一項第一号から第七号の二までのいずれかに該当する者 〔号を加える。〕 <p>〔2・3 同上〕</p> <p>(解任の勧告)</p> <p>第六条 公安委員会は、調査員が第四条第一項第二号に掲げる者に該当すると認めるとき、又は都道府県協会の役員若しくは調査員がその職務に関し不正な行為をした場合において、著しく都道府県協会の事業の運営に支障が生ずると認めるときは、都道府県協会に対し、当該役員又は調査員の解任を勧告することができる。</p>
---	---

第六節 特定遊興飲食店営業の規制等

(特定遊興飲食店営業に係る営業所の管理者の選任等)

〔条を加える。〕

第九十七条 【同上】

「項を加える。」

第九十七条 【同上】

「項を加える。」

(特定遊興飲食店営業に係る営業所の管理者の選任等)

〔条を加える。〕

第四条 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部改正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていいものは、これを加える。

			(認定申請の手続)		
			改	正	後
<p>第一条 「1・3 略」</p> <p>(2) (1) [略]</p> <p>法第四条第一項第一号から第四号まで又は第六号から第九号までのいずれかに該当する者</p> <p>(3) 精神機能の障害により遊技機の点検及び取扱いの業務を適正に行うに当たつて必要な者</p> <p>(4) 認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) (2)から(6)までのいずれかに該当する事業者の従業者</p> <p>(7) (2)から(6)までのいずれかに該当する者</p> <p>(8) 法人である場合にあつては、その役員のうちに(2)から(6)までのいずれかに該当する者があるものの従業者</p> <p>二 前項第二号口(3)に掲げる者にあつては、次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ [略]</p> <p>口 前号口(4)から(6)までのいずれにも該当しない者であること。</p> <p>5 [略]</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> <p>(古物営業法施行規則の一部改正)</p> <p>第五条 古物営業法施行規則(平成七年国家公安委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。</p> <p>(心身の故障により古物商又は古物市場主の業務を適正に実施することができない者)</p> <p>第一条の二 法第四条第八号の国家公安委員会規則で定める者は、精神機能の障害により古物商又は古物市場主の業務を適正に実施するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>(許可の申請)</p>	改	正	後	改	正
<p>第一条の三 「1・2 略」</p> <p>3 法第五条第一項の国家公安委員会規則で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 申請者が個人である場合には、次に掲げる書類</p> <p>イ [略]</p> <p>口 法第四条第一号から第九号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面</p>	改	正	前	改	正
<p>第一条の二 「1・3 略」</p> <p>(2) (1) [略]</p> <p>法第四条第一項第一号から第七号の二までのいずれかに該当する者</p> <p>(3) (2)から(5)までのいずれかに該当する事業者の従業者</p> <p>(4) (2)から(5)までのいずれかに該当する者</p> <p>(5) 法人である場合にあつては、その役員のうちに(2)から(5)までのいずれかに該当する者があるものの従業者</p> <p>二 前項第二号口(3)に掲げる者にあつては、次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ [略]</p> <p>口 前号口(3)から(5)までのいずれにも該当しない者であること。</p> <p>5 [同上]</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> <p>(古物営業法施行規則の一部改正)</p> <p>第五条 古物営業法施行規則(平成七年国家公安委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。</p> <p>(心身の故障により古物商又は古物市場主の業務を適正に実施することができない者)</p> <p>第一条の二 法第四条第八号の国家公安委員会規則で定める者は、精神機能の障害により古物商又は古物市場主の業務を適正に実施するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>(許可の申請)</p>	改	正	前	改	正
<p>第一条の二 「1・2 同上」</p> <p>3 [同上]</p> <p>一 [同上]</p> <p>イ [同上]</p> <p>口 法第四条第一号から第八号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面</p>	改	正	前	改	正

八 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村(特別区を含む)の長の証明書

三 未成年被後見人とみなされる者、同条第二項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村(特別区を含む)の長の証明書

二 申請者が法人である場合には、次に掲げる書類

二 「イヽハ 略」
二 役員に係る法第四条第一号から第八号までに掲げる者のいすれにも該当しないことを誓約する書面

「三ヽ五 略」

〔4・5 略〕
(許可証の再交付の申請)

〔4・5 略〕
(許可証の再交付の申請)

二 前項の規定により再交付申請書を提出する場合においては、第一条の三第二項の規定により経由した警察署長(以下「経由警察署長」という)を経由して、正副二通の再交付申請書を提出しなければならない。

〔変更の届出及び許可証の書換えの申請〕

第五条
〔1ヽ3 略〕

4 法第七条第三項の国家公安委員会規則で定める書類は、次のとおりとする。

一 第一条の三第三項に規定する書類のうち当該変更事項に係る書類

「二ヽ三 略」

5 前項の規定にかかわらず、古物商又は古物市場主が次に掲げる者を新たに法第十三条第一項の管理者として選任した場合において法第七条第一項の規定により公安委員会に提出する届出書には、第一条の三第三項第三号(第二号に掲げる者を選任した場合にあつては、第一条の二第三項第三号口を除く。)に掲げる書類を添付することを要しない。

〔一ヽ二 略〕
〔6・7 略〕

〔心身の故障により管理者の業務を適正に実施することができない者〕
より管理者の業務を適正に実施するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

〔盜品売買等防止団体に係る承認の申請〕
3 第一項の承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

〔一ヽ二 略〕

三 役員に係る次条第二号イ又はロに掲げる者のいすれにも該当しないことを誓約する書面

〔四ヽ七 略〕

八 成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成十一年法律第百五十二号)第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう)及び民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第一項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第二項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村(特別区を含む)の長の証明書

三 未成年被後見人とみなされる者、同条第二項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村(特別区を含む)の長の証明書

二 「イヽハ 同上」
二 「イヽハ 同上」
二 役員に係る法第四条第一号から第七号までに掲げる者のいすれにも該当しないことを誓約する書面

「三ヽ五 同上」
〔4・5 同上〕

〔4・5 同上〕
(許可証の再交付の申請)

〔4・5 同上〕
(許可証の再交付の申請)

二 前項の規定により再交付申請書を提出する場合においては、第一条の二第二項の規定により経由した警察署長(以下「経由警察署長」という)を経由して、正副二通の再交付申請書を提出しなければならない。

〔変更の届出及び許可証の書換えの申請〕

第五条
〔1ヽ3 同上〕

4 法第七条第三項の国家公安委員会規則で定める書類は、次のとおりとする。

一 第一条の二第三項に規定する書類のうち当該変更事項に係る書類

「一ヽ三 同上」

5 前項の規定にかかわらず、古物商又は古物市場主が次に掲げる者を新たに法第十三条第一項の管理者として選任した場合において法第七条第一項の規定により公安委員会に提出する届出書には、第一条の二第三項第三号(第二号に掲げる者を選任した場合にあつては、第一条の二第三項第三号口を除く。)に掲げる書類を添付することを要しない。

〔一ヽ二 同上〕
〔6・7 同上〕

〔条を加える。〕

〔盜品売買等防止団体に係る承認の申請〕

3 第二十二条
〔1・2 同上〕
〔1・2 同上〕

三 役員に係る法第四条第一号から第七号までに掲げる者のいすれにも該当しないことを誓約する書面

〔四ヽ七 同上〕
〔4・5 同上〕

(盜品売買等防止団体に係る承認)
第二十三条 公安委員会は、前条第一項の規定による承認申請書の提出があった場合において、その申請に係る法人その他の団体が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 【略】

二 役員のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。

口 イ 法第四条第一号から第七号までのいずれかに該当する者
ロ 精神機能の障害により回答業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を行なうことができない者

【三・四 略】

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(交通安全活動推進センターに関する規則の一一部改正)

第六条 交通安全活動推進センターに関する規則(平成十年国家公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改

正

後

(交通事故相談員)

第四条 都道府県センターは、次の各号のいずれかに該当する者を法第百八条の三十一第二項第三号の規定による交通事故に関する相談に応ずる業務(以下この条において「相談業務」とい

う。)に従事させてはならない。

【略】

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者(次号に該当する者を除く。)

【四・五 略】

六 精神機能の障害により相談業務を適正に行なうに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を行なうことができる者

【2・3 略】

(調査員)

第五条 都道府県センターは、次の各号のいずれかに該当する者を法第百八条の三十一第二項第七号又は第八号の規定による調査の業務(以下この条において「調査業務」という。)に従事させてはならない。

【「号を削る。】

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者(次号に該当する者を除く。)

【二 略】

三 精神機能の障害により調査業務を適正に行なうに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を行なうことができない者

【2 略】

【2・3 同上】

(調査員)

第五条 都道府県センターは、次の各号のいずれかに該当する者を法第百八条の三十一第二項第七号又は第八号の規定による調査の業務(次項において「調査業務」という。)に従事させてはならない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者(次号に該当する者を除く。)

【三 同上】

【「号を加える。】

【2・3 同上】

(調査員)

第五条 都道府県センターは、次の各号のいずれかに該当する者を法第百八条の三十一第二項第七号又は第八号の規定による調査の業務(次項において「調査業務」という。)に従事させてはならない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者(次号に該当する者を除く。)

【三 同上】

【「号を加える。】

【2 同上】

(盜品売買等防止団体に係る承認)
第二十三条 同上

一 【同上】

二 役員のうちに法第四条第一号から第七号までのいずれかに該当する者がないこと。

口 【号の細分を加える。】
【号の細分を加える。】

【三・四 同上】

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(犯罪被害者等早期援助団体に関する規則の一部改正)

第二回 金玉良缘，木石前盟——一、初见林黛玉

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

		改	正	後
			改	正
備考	表中の「」の記載は注記である。			
		（犯罪被害相談員等の要件）	（犯罪被害相談員等の要件）	（犯罪被害相談員等の要件）
第五条	〔1・2 略〕	〔1・2 同上〕	〔1・2 同上〕	〔1・2 同上〕
一	〔略〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
二	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	二 成年被後見人又は被保佐人	二 成年被後見人又は被保佐人	二 成年被後見人又は被保佐人
三	精神機能の障害により申請補助業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を行なうことができない者	三 破産者で復権を得ないもの	三 破産者で復権を得ないもの	三 破産者で復権を得ないもの

(国家公安委員会関係自動車運輸代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正)
第八条 国家公安委員会関係自動車運輸代行業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成十四年国家公安委員会規則第十一号。以下「運輸代行業法施行規則」という。)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていなければ、これを加える。

(身の改革により自動車運送業の業務を適正に実施することができる者)

第二条 法第三条第五号の国家公安委員会規則で定める者は、精神機能の障害により法第二条第一項に規定する自動車運転代行業の業務を適正に実施するに当たつて必要な認知、判断及び意

思疎通を行なうことができない者とする。
(申請書等の提出)

第三条 法及びこの規則の規定による都道府県公安局委員会（以下「公安局委員会」という。）への申請書又は届出書の提出は、主たる営業所の所在地を管轄する警察署長（第十一条において「所轄警署長」といふ。）に送付すればよし。

申請書の様式

〔申請書の添付書類〕
第五条 [1] 自動車運輸代行業の業務の適正化に関する法律施行令（次項において「令」と

いう。第一条第一号の国家公安委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
一 法第三条第五号に該当しない者であることを誓約する書面

二 精神機能の障害に関する医師の診断書（法第三条第五号に該当しない者である）ことが明らかであるかどうかの別を記載したものに限る。）
令第一条第一号への国家公安委員会規則で定める書類は、次のとおりとする。

〔一・二 略〕
第六条～第十一條
〔一条ずつ繰り下げる。〕
〔略〕

〔1〕自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第一条第一号への国家公安委員会規則で定める書類は、次のとおりとする。

(心身の故障により運転代行業務を適正に実施することができない者)
第十二条 法第十四条第一項第二号の国家公安委員会規則で定める者は、精神機能の障害により法第二条第四項に規定する運転代行業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(代行運転自動車標識の表示)

第十三条 【略】

(代行運転自動車標識の様式)

第十四条 【略】

(帳簿等の備付け)

第十五条 法第二十条第一項の国家公安委員会規則で定める帳簿又は書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 【略】

二 運転代行業務従事者が法第十四条第一項各号のいずれにも該当しないことを当該運転代行業務従事者が誓約した書面

三 【略】

第十六条 【略】

(処分移送通知書の様式)

第十七条 【略】

備考 表中の「」の記載は注記である。

(インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則の一部改正)

第九条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則(平成十五年国家公安委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に改め、改正前欄及び改正後欄に對応して掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に對応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定として改め、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

改 正 前

(インターネット異性紹介事業の開始の届出)

第一条 【1・2 略】

1 法第七条第一項の国家公安委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

イ 【略】

ロ 法第八条第一号から第六号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
 ハ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村(特別区を含む。)の長の証明書

第一条 【同上】

(インターネット異性紹介事業の開始の届出)

イ 【同上】

ロ 法第八条第一号から第五号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
 ハ 成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成十一年法律第百五十二号)第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。)及び民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第一項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第二項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第三項の規定により從前の例によることとされる準禁治產者又は破産手続開始の決定を受け復権を得ない者に該当しない旨の市町村(特別区を含む。)の長の証明書

第一条 【1・2 同上】

(インターネット異性紹介事業の開始の届出)

イ 【同上】

ロ 法第八条第一号から第五号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
 ハ 成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成十一年法律第百五十二号)第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。)及び民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第一項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第二項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第三項の規定により從前の例によることとされる準禁治產者又は破産手続開始の決定を受け復権を得ない者に該当しない旨の市町村(特別区を含む。)の長の証明書

第一条 【同上】

(インターネット異性紹介事業の開始の届出)

イ 【同上】

ロ 法第八条第一号から第五号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
 ハ 役員に係る法第八条第七号イに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

第一条 【同上】

(インターネット異性紹介事業の開始の届出)

イ 【同上】

ロ 役員に係る法第八条第六号イに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

〔条を加える。〕

(代行運転自動車標識の表示)

第十二条 【同上】

(代行運転自動車標識の様式)

第十三条 【同上】

(帳簿等の備付け)

第十五条 【同上】

一 【同上】

二 運転代行業務従事者が法第三条第一号から第四号までのいずれにも該当しないことを当該運転代行業務従事者が誓約した書面

三 【同上】

第十四条 【同上】

(処分移送通知書の様式)

第十五条 【同上】

一 【同上】

二 運転代行業務従事者が法第三条第一号から第四号までのいずれにも該当しないことを当該運転代行業務従事者が誓約した書面

三 【同上】

第十四条 【同上】

(処分移送通知書の様式)

第十五条 【同上】

一 【同上】

二 運転代行業務従事者が法第三条第一号から第四号までのいずれにも該当しないことを当該運転代行业协会が誓約した書面

三 【同上】

第十四条 【同上】

(処分移送通知書の様式)

第十五条 【同上】

一 【同上】

二 運転代行业协会が法第三条第一号から第四号までのいずれにも該当しないことを当該運転代行业协会が誓約した書面

三 【同上】

第十四条 【同上】

(処分移送通知書の様式)

第十五条 【同上】

一 【同上】

二 運転代行业协会が法第三条第一号から第四号までのいずれにも該当しないことを当該運転代行业协会が誓約した書面

三 【同上】

第十四条 【同上】

(処分移送通知書の様式)

第十五条 【同上】

一 【同上】

二 運転代行业协会が法第三条第一号から第四号までのいずれにも該当しないことを当該運転代行业协会が誓約した書面

三 【同上】

第十四条 【同上】

(処分移送通知書の様式)

第十五条 【同上】

一 【同上】

二 運転代行业协会が法第三条第一号から第四号までのいずれにも該当しないことを当該運転代行业协会が誓約した書面

三 【同上】

第十四条 【同上】

(処分移送通知書の様式)

第十五条 【同上】

一 【同上】

二 運転代行业协会が法第三条第一号から第四号までのいずれにも該当しないことを当該運転代行业协会が誓約した書面

三 【同上】

第十四条 【同上】

(処分移送通知書の様式)

第十五条 【同上】

一 【同上】

二 運転代行业协会が法第三条第一号から第四号までのいずれにも該当しないことを当該運転代行业协会が誓約した書面

三 【同上】

第十四条 【同上】

(処分移送通知書の様式)

第十五条 【同上】

一 【同上】

二 運転代行业协会が法第三条第一号から第四号までのいずれにも該当しないことを当該運転代行业协会が誓約した書面

三 【同上】

第十四条 【同上】

(処分移送通知書の様式)

第十五条 【同上】

一 【同上】

二 運転代行业协会が法第三条第一号から第四号までのいずれにも該当しないことを当該運転代行业协会が誓約した書面

三 【同上】

第十四条 【同上】

(処分移送通知書の様式)

第十五条 【同上】

一 【同上】

二 運転代行业协会が法第三条第一号から第四号までのいずれにも該当しないことを当該運転代行业协会が誓約した書面

三 【同上】

第十四条 【同上】

(処分移送通知書の様式)

第十五条 【同上】

一 【同上】

二 運転代行业协会が法第三条第一号から第四号までのいずれにも該当しないことを当該運転代行业协会が誓約した書面

三 【同上】

第十四条 【同上】

(処分移送通知書の様式)

第十五条 【同上】

一 【同上】

二 運転代行业协会が法第三条第一号から第四号までのいずれにも該当しないことを当該運転代行业协会が誓約した書面

三 【同上】

第十四条 【同上】

(処分移送通知書の様式)

第十五条 【同上】

一 【同上】

二 運転代行业协会が法第三条第一号から第四号までのいずれにも該当しないことを当該運転代行业协会が誓約した書面

三 【同上】

第十四条 【同上】

(処分移送通知書の様式)

第十五条 【同上】

一 【同上】

二 運転代行业协会が法第三条第一号から第四号までのいずれにも該当しないことを当該運転代行业协会が誓約した書面

三 【同上】

第十四条 【同上】

(処分移送通知書の様式)

第十五条 【同上】

一 【同上】

二 運転代行业协会が法第三条第一号から第四号までのいずれにも該当しないことを当該運転代行业协会が誓約した書面

三 【同上】

第十四条 【同上】

(処分移送通知書の様式)

第十五条 【同上】

一 【同上】

二 運転代行业协会が法第三条第一号から第四号までのいずれにも該当しないことを当該運転代行业协会が誓約した書面

三 【同上】

第十四条 【同上】

(処分移送通知書の様式)

第十五条 【同上】

一 【同上】

二 運転代行业协会が法第三条第一号から第四号までのいずれにも該当しないことを当該運転代行业协会が誓約した書面

三 【同上】

第十四条 【同上】

(処分移送通知書の様式)

第十五条 【同上】

一 【同上】

二 運転代行业协会が法第三条第一号から第四号までのいずれにも該当しないことを当該運転代行业协会が誓約した書面

三 【同上】

第十四条 【同上】

(処分移送通知書の様式)

第十五条 【同上】

一 【同上】

二 運転代行业协会が法第三条第一号から第四号までのいずれにも該当しないことを当該運転代行业协会が誓約した書面

三 【同上】

第十四条 【同上】

(処分移送通知書の様式)

第十五条 【同上】

一 【同上】

二 運転代行业协会が法第三条第一号から第四号までのいずれにも該当しないことを当該運転代行业协会が誓約した書面

三 【同上】

第十四条 【同上】

(処分移送通知書の様式)

第十五条 【同上】

一 【同上】

二 運転代行业协会が法第三条第一号から第四号までのいずれにも該当しないことを当該運転代行业协会が誓約した書面

三 【同上】

第十四条 【同上】

(処分移送通知書の様式)

第十五条 【同上】

一 【同上】

二 運転代行业协会が法第三条第一号から第四号までのいずれにも該当しないことを当該運転代行业协会が誓約した書面

三 【同上】

第十四条 【同上】

(処分移送通知書の様式)

第十五条 【同上】

一 【同上】

二 運転代行业协会が法第三条第一号から第四号までのいずれにも該当しないことを当該運転代行业协会が誓約した書面

三 【同上】

第十四条 【同上】

(処分移送通知書の様式)

第十五条 【同上】

一 【同上】

二 運転代行业协会が法第三条第一号から第四号までのいずれにも該当しないことを当該運転代行业协会が誓約した書面

三 【同上】

第十四条 【同上】

(処分移送通知書の様式)

第十五条 【同上】

一 【同上】

二 運転代行业协会が法第三条第一号から第四号までのいずれにも該当しないことを当該運転代行业协会が誓約した書面

三 【同上】

第十四条 【同上】

(処分移送通知書の様式)

第十五条 【同上】

一 【同上】

二 運転代行业协会が法第三条第一号から第四号までのいずれにも該当しないことを当該運転代行业协会が誓約した書面

三 【同上】

第十四条 【同上】

(処分移送通知書の様式)

第十五条 【同上】

一 【同上】

二 運転代行业协会が法第三条第一号から第四号までのいずれにも該当しないことを当該運転代行业协会が誓約した書面

三 【同上】

第十四条 【同上】

(処分移送

備考 表中の「」の記載は注記である。	三	〔略〕	第五項第一号に規定する方法が第五条第一項第四号に規定する方法である場合には、同号に規定する業務の委託を受ける者に係る次に掲げる書類
	イ	〔同上〕	当該委託を受ける者が個人である場合は、次に掲げる書類
〔2〕 第五条第二項第一号イからホまでに掲げる者のいすれにも該当しないことを誓約する書面	(1)	〔略〕	当該委託を受ける者が法人である場合は、次に掲げる書類
	(2)	〔略〕	第五条第二項第一号トに規定する者に係るイ(1)から(3)までに掲げる書類
〔3〕 〔略〕	〔略〕	〔略〕	法第七条第一項第六号の国家公安委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
	〔4〕 〔略〕	〔略〕	前項に規定する方法が第五条第一項第四号に規定する方法である場合は、同号に規定する業務の委託を受ける者に係る次に掲げる事項
〔5〕 〔略〕	〔略〕	〔略〕	法人にあつては、第五条第二項第一号トに規定する者の氏名及び住所
	〔6〕 〔略〕	〔略〕	(心身の故障により事業を適正に行うことができない者)
〔7〕 〔略〕	〔略〕	〔略〕	第二条の二 法第八条第五号の国家公安委員会規則で定める者は、精神機能の障害によりインターネット異性紹介事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。
	〔8〕 〔略〕	〔略〕	(児童でないことの確認の方法)
〔9〕 〔略〕	〔略〕	〔略〕	前項第四号の識別符号付与業務の委託を受ける者は、次に掲げる要件を備えた者でなければ
	〔10〕 〔略〕	〔略〕	ならない。
〔11〕 〔略〕	〔略〕	〔略〕	次のいずれにも該当しないこと。
	〔12〕 〔略〕	〔略〕	イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
〔13〕 〔略〕	〔略〕	〔略〕	ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から起算して五年を経過しない者
	〔14〕 〔略〕	〔略〕	ハ 「略」
〔15〕 〔略〕	〔略〕	〔略〕	二 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
	〔16〕 〔略〕	〔略〕	ホ 精神機能の障害により識別符号付与業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
〔17〕 〔略〕	〔略〕	〔略〕	ト 法人でその役員又は識別符号付与業務に従事させようとする職員若しくは使用人その他従業者のうちにイからホまでのいすれかに該当する者があるもの
	〔18〕 〔略〕	〔略〕	〔三・三 同上〕
〔19〕 〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔3・4 同上〕

〔3・4 同上〕	三	〔同上〕	第五条第二項第一号イからホまでに掲げる者のいすれにも該当しないことを誓約する書面
	四	〔同上〕	第五条第二項第一号ヘに規定する者に係るイ(1)から(3)までに掲げる書類
〔4・5 同上〕	イ	〔同上〕	〔1〕 〔同上〕
	〔2〕 〔同上〕	〔同上〕	〔2〕 〔同上〕
〔5・6 同上〕	〔3〕 〔同上〕	〔同上〕	〔3〕 〔同上〕
	〔4〕 〔同上〕	〔同上〕	〔4〕 〔同上〕
〔6・7 同上〕	〔5〕 〔同上〕	〔同上〕	〔5〕 〔同上〕
	〔8〕 〔同上〕	〔同上〕	〔6〕 〔同上〕
〔9・10 同上〕	〔9〕 〔同上〕	〔同上〕	〔7〕 〔同上〕
	〔11〕 〔同上〕	〔同上〕	〔8〕 〔同上〕
〔12・13 同上〕	〔13〕 〔同上〕	〔同上〕	〔9〕 〔同上〕
	〔14〕 〔同上〕	〔同上〕	〔10〕 〔同上〕
〔15・16 同上〕	〔16〕 〔同上〕	〔同上〕	〔11〕 〔同上〕
	〔17〕 〔同上〕	〔同上〕	〔12〕 〔同上〕
〔18・19 同上〕	〔19〕 〔同上〕	〔同上〕	〔13〕 〔同上〕
	〔20〕 〔同上〕	〔同上〕	〔14〕 〔同上〕
〔21・22 同上〕	〔22〕 〔同上〕	〔同上〕	〔15〕 〔同上〕
	〔23〕 〔同上〕	〔同上〕	〔16〕 〔同上〕
〔24・25 同上〕	〔25〕 〔同上〕	〔同上〕	〔17〕 〔同上〕
	〔26〕 〔同上〕	〔同上〕	〔18〕 〔同上〕
〔27・28 同上〕	〔28〕 〔同上〕	〔同上〕	〔19〕 〔同上〕
	〔29〕 〔同上〕	〔同上〕	〔20〕 〔同上〕
〔30・31 同上〕	〔31〕 〔同上〕	〔同上〕	〔21〕 〔同上〕
	〔32〕 〔同上〕	〔同上〕	〔22〕 〔同上〕
〔33・34 同上〕	〔34〕 〔同上〕	〔同上〕	〔23〕 〔同上〕
	〔35〕 〔同上〕	〔同上〕	〔24〕 〔同上〕
〔36・37 同上〕	〔37〕 〔同上〕	〔同上〕	〔25〕 〔同上〕
	〔38〕 〔同上〕	〔同上〕	〔26〕 〔同上〕
〔39・40 同上〕	〔40〕 〔同上〕	〔同上〕	〔27〕 〔同上〕
	〔41〕 〔同上〕	〔同上〕	〔28〕 〔同上〕
〔42・43 同上〕	〔43〕 〔同上〕	〔同上〕	〔29〕 〔同上〕
	〔44〕 〔同上〕	〔同上〕	〔30〕 〔同上〕
〔45・46 同上〕	〔46〕 〔同上〕	〔同上〕	〔31〕 〔同上〕
	〔47〕 〔同上〕	〔同上〕	〔32〕 〔同上〕
〔48・49 同上〕	〔49〕 〔同上〕	〔同上〕	〔33〕 〔同上〕
	〔50〕 〔同上〕	〔同上〕	〔34〕 〔同上〕
〔51・52 同上〕	〔52〕 〔同上〕	〔同上〕	〔35〕 〔同上〕
	〔53〕 〔同上〕	〔同上〕	〔36〕 〔同上〕
〔54・55 同上〕	〔55〕 〔同上〕	〔同上〕	〔37〕 〔同上〕
	〔56〕 〔同上〕	〔同上〕	〔38〕 〔同上〕
〔57・58 同上〕	〔58〕 〔同上〕	〔同上〕	〔39〕 〔同上〕
	〔59〕 〔同上〕	〔同上〕	〔40〕 〔同上〕
〔60・61 同上〕	〔61〕 〔同上〕	〔同上〕	〔41〕 〔同上〕
	〔62〕 〔同上〕	〔同上〕	〔42〕 〔同上〕
〔63・64 同上〕	〔64〕 〔同上〕	〔同上〕	〔43〕 〔同上〕
	〔65〕 〔同上〕	〔同上〕	〔44〕 〔同上〕
〔66・67 同上〕	〔67〕 〔同上〕	〔同上〕	〔45〕 〔同上〕
	〔68〕 〔同上〕	〔同上〕	〔46〕 〔同上〕
〔69・70 同上〕	〔70〕 〔同上〕	〔同上〕	〔47〕 〔同上〕
	〔71〕 〔同上〕	〔同上〕	〔48〕 〔同上〕
〔72・73 同上〕	〔73〕 〔同上〕	〔同上〕	〔49〕 〔同上〕
	〔74〕 〔同上〕	〔同上〕	〔50〕 〔同上〕
〔75・76 同上〕	〔76〕 〔同上〕	〔同上〕	〔51〕 〔同上〕
	〔77〕 〔同上〕	〔同上〕	〔52〕 〔同上〕
〔78・79 同上〕	〔79〕 〔同上〕	〔同上〕	〔53〕 〔同上〕
	〔80〕 〔同上〕	〔同上〕	〔54〕 〔同上〕
〔81・82 同上〕	〔82〕 〔同上〕	〔同上〕	〔55〕 〔同上〕
	〔83〕 〔同上〕	〔同上〕	〔56〕 〔同上〕
〔84・85 同上〕	〔85〕 〔同上〕	〔同上〕	〔57〕 〔同上〕
	〔86〕 〔同上〕	〔同上〕	〔58〕 〔同上〕
〔87・88 同上〕	〔88〕 〔同上〕	〔同上〕	〔59〕 〔同上〕
	〔89〕 〔同上〕	〔同上〕	〔60〕 〔同上〕
〔90・91 同上〕	〔91〕 〔同上〕	〔同上〕	〔61〕 〔同上〕
	〔92〕 〔同上〕	〔同上〕	〔62〕 〔同上〕
〔93・94 同上〕	〔94〕 〔同上〕	〔同上〕	〔63〕 〔同上〕
	〔95〕 〔同上〕	〔同上〕	〔64〕 〔同上〕
〔96・97 同上〕	〔97〕 〔同上〕	〔同上〕	〔65〕 〔同上〕
	〔98〕 〔同上〕	〔同上〕	〔66〕 〔同上〕
〔99・100 同上〕	〔100〕 〔同上〕	〔同上〕	〔67〕 〔同上〕
	〔101〕 〔同上〕	〔同上〕	〔68〕 〔同上〕
〔102・103 同上〕	〔103〕 〔同上〕	〔同上〕	〔69〕 〔同上〕
	〔104〕 〔同上〕	〔同上〕	〔70〕 〔同上〕
〔105・106 同上〕	〔106〕 〔同上〕	〔同上〕	〔71〕 〔同上〕
	〔107〕 〔同上〕	〔同上〕	〔72〕 〔同上〕
〔108・109 同上〕	〔109〕 〔同上〕	〔同上〕	〔73〕 〔同上〕
	〔110〕 〔同上〕	〔同上〕	〔74〕 〔同上〕
〔111・112 同上〕	〔112〕 〔同上〕	〔同上〕	〔75〕 〔同上〕
	〔113〕 〔同上〕	〔同上〕	〔76〕 〔同上〕
〔114・115 同上〕	〔115〕 〔同上〕	〔同上〕	〔77〕 〔同上〕
	〔116〕 〔同上〕	〔同上〕	〔78〕 〔同上〕
〔117・118 同上〕	〔118〕 〔同上〕	〔同上〕	〔79〕 〔同上〕
	〔119〕 〔同上〕	〔同上〕	〔80〕 〔同上〕
〔120・121 同上〕	〔121〕 〔同上〕	〔同上〕	〔81〕 〔同上〕
	〔122〕 〔同上〕	〔同上〕	〔82〕 〔同上〕
〔123・124 同上〕	〔124〕 〔同上〕	〔同上〕	〔83〕 〔同上〕
	〔125〕 〔同上〕	〔同上〕	〔84〕 〔同上〕
〔126・127 同上〕	〔127〕 〔同上〕	〔同上〕	〔85〕 〔同上〕
	〔128〕 〔同上〕	〔同上〕	〔86〕 〔同上〕
〔129・130 同上〕	〔130〕 〔同上〕	〔同上〕	〔87〕 〔同上〕
	〔131〕 〔同上〕	〔同上〕	〔88〕 〔同上〕
〔132・133 同上〕	〔133〕 〔同上〕	〔同上〕	〔89〕 〔同上〕
	〔134〕 〔同上〕	〔同上〕	〔90〕 〔同上〕
〔135・136 同上〕	〔136〕 〔同上〕	〔同上〕	〔91〕 〔同上〕
	〔137〕 〔同上〕	〔同上〕	〔92〕 〔同上〕
〔138・139 同上〕	〔139〕 〔同上〕	〔同上〕	〔93〕 〔同上〕
	〔140〕 〔同上〕	〔同上〕	〔94〕 〔同上〕
〔141・142 同上〕	〔142〕 〔同上〕	〔同上〕	〔95〕 〔同上〕
	〔143〕 〔同上〕	〔同上〕	〔96〕 〔同上〕
〔144・145 同上〕	〔145〕 〔同上〕	〔同上〕	〔97〕 〔同上〕
	〔146〕 〔同上〕	〔同上〕	〔98〕 〔同上〕
〔147・148 同上〕	〔148〕 〔同上〕	〔同上〕	〔99〕 〔同上〕
	〔149〕 〔同上〕	〔同上〕	〔100〕 〔同上〕

(確認事務の委託の手続等に関する規則の一部改正)

第十一条 確認事務の委託の手続等に関する規則(平成十六年国家公安委員会規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に對応して掲げる規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

	改	正	後	改	正	前
				(登録の申請等)	(登録の申請等)	
第二条 [略]	[略]			第二条 [同上]	[同上]	
2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。				2 「一・二 同上」		
「一・二 略」				「一・二 同上」		
三 役員に係る次に掲げる書類				三 役員に係る次に掲げる書類		
イ 住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第五号に掲げる事項(外国人にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等)が記載されたものに限る。)				イ 戸籍の謄本又は抄本(外国人にあつては、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。))		
「号の細分を削る。」				「号の細分を削る。」		
四 [略]	四 [略]			四 [略]		
五 [略]	五 [略]			五 [略]		
六 [略]	六 [略]			六 [略]		
七 [略]	七 [略]			七 [略]		
八 [略]	八 [略]			八 [略]		
九 [略]	九 [略]			九 [略]		
十 [略]	十 [略]			十 [略]		
十一 [略]	十一 [略]			十一 [略]		
十二 [略]	十二 [略]			十二 [略]		
十三 [略]	十三 [略]			十三 [略]		
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。				備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。		
第十二条 [略]	[略]			第十二条 [略]	[略]	
〔國家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正〕				〔國家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。〕		
第十三条 国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。				第十三条 第二項第三号イから二までに掲げる書類		
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。				二 第二項第三号イから二までに掲げる書類		
	改	正	後	三 四 同上		
				四・五 同上		
				五 同上		
				六 同上		
				七 同上		
				八 同上		
				九 同上		
				十 同上		
				十一 同上		
				十二 同上		
				十三 同上		

別表第一	改	正	後	別表第一	改	正	前
〔略〕				〔略〕			
質屋営業法(昭和二十五年法律第百五十八号)				質屋営業法(昭和二十五年法律第百五十八号)			
〔略〕				〔同上〕			
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和六十年国家公安委員会規則第一号)				風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和六十年国家公安委員会規則第一号)			
第三十八条第二号、第三号及び第十二号(同条第二号及び第十二号については、第九十七条において準用する場合を含む。)				第三十八条第二号、第三号及び第十二号(同条第二号及び第十二号については、第九十七条において準用する場合を含む。)			
〔同上〕				〔同上〕			

別表第二

〔略〕	質屋営業法	第二十条第二項
-----	-------	---------

備考 表中の「」の記載は注記である。

(警備員等の検定等に関する規則の一部改正)
第十二条 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改 正 後

改 正 前

(合格証明書の交付の申請)

第十四条 〔1・2 略〕

3 第一項の合格証明書交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

〔一・三 略〕

四 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村(特別区を含む。)の長の証明書、法第三条第六号に掲げる者に該当しない旨の医師の診断書、精神機能の障害に関する医師の診断書(法第三条第七号に掲げる者に該当しないことが明らかであるかどうかの別を記載したものに限る。)並びに法第三条第一号から第七号までのいずれかに該当する者及び法第二十三条第五項において読み替えて準用する法第二十二条第七項第二号又は第三号に該当することにより合格証明書の返納を命ぜられ、その日から起算して三年を経過しない者に該当することにより合格証明書の返納を命ぜられ、その日から起算して三年を経過しない者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(合格証明書の交付の申請)

第十四条 〔1・2 同上〕

3 「同上」

〔一・三 同上〕

四 成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成十一年法律第二百五十二号)第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。)、民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第二百四十九号)附則第三条第一項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第二項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村(特別区を含む。)の長の証明書、法第三条第六号に掲げる者に該当しない旨の診断書、精神機能の障害に関する医師の診断書(法第三条第七号に掲げる者に該当しない旨が明らかであるかどうかの別を記載したものに限る。)並びに法第三条第一号から第七号までのいずれかに該当する者及び法第二十三条第五項において読み替えて準用する法第二十二条第七項第二号又は第三号に該当することにより合格証明書の返納を命ぜられ、その日から起算して三年を経過しない者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

五 〔略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

(遺失物法施行規則の一部改正)
第十三条 遺失物法施行規則(平成十九年国家公安委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正後欄に掲げる対象規定を加える。

改 正 後

改 正 前

(指定)

第二十八条 〔1・2 略〕

3 前項の申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 申請者が個人である場合
イ 〔略〕

別表第三

〔同上〕	質屋営業法	第二十一条第二項
------	-------	----------

口 令第五条第五号口(1)から(3)までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
ハ [略]

4 [略]

二 [略]

4 [同上]
二 [同上]

口 令第五条第五号口(1)及び(2)に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
ハ [同上]

4 [同上]
二 [同上]

(心身の故障により業務を適正に行うことができない者)

第二十八条の二 令第五条第五号口(3)の国家公安委員会規則で定める者は、精神機能の障害により特例施設占有者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(公示事項等の変更)

第二十九条 指定特例施設占有者は、**第二十八条第四項**の規定による公示に係る事項を変更しようとするとときは、あらかじめその旨を公安委員会に届け出なければならない。

2 [略]

3 指定特例施設占有者は、**第二十八条第三項**に掲げる書類の記載事項に変更があつたときは、速やかにその旨を公安委員会に届け出なければならない。

備考 表中の「」の記載は注記である。

(公示事項等の変更)

第二十九条 指定特例施設占有者は、前条第四項の規定による公示に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめその旨を公安委員会に届け出なければならない。

2 [同上]

3 指定特例施設占有者は、前条第三項に掲げる書類の記載事項に変更があつたときは、速やかにその旨を公安委員会に届け出なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。ただし、第十二条中国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則別表第一風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第一号）の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第二十条第一項の規定により備え付けているこの規則による改正前の運転代行業法施行規則第十三条第二号に掲げる書面は、この規則による改正後の運転代行業法施行規則第十五条第二号に掲げる書面とみなす。

3 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。